

全国国税不服審判所部長審判官会議資料

情報 公開	開示・不開示・部分開示	
	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数） 1.個人関係 2.法人関係（イ・ロ）3.国の安全関係 4.公共の安全関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係（本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ）	
審判所文書保存年限 5年	(注) チェックシートは原義に添付	

保存期間：5年
(令和6事務年度末)
令和元年10月11日
国税不服審判所

全国国税不服審判所部長審判官会議日程

〔令和元年10月11日（金）
於：国税庁第一会議室〕

予定時間	分	議題
13:10～13:20	10	審判所長訓示
13:20～13:35	15	管理室からの連絡事項
13:35～13:45	10	審判部からの連絡事項
13:45～16:50	185	審判所当面の諸課題
16:50～17:50	60	自由討議
17:50～18:00	10	質疑応答

全国国税不服審判所部長審判官会議出席者名簿

令和元年10月11日(金)
 於：財務省本庁舎5階
 国税庁第一会議室

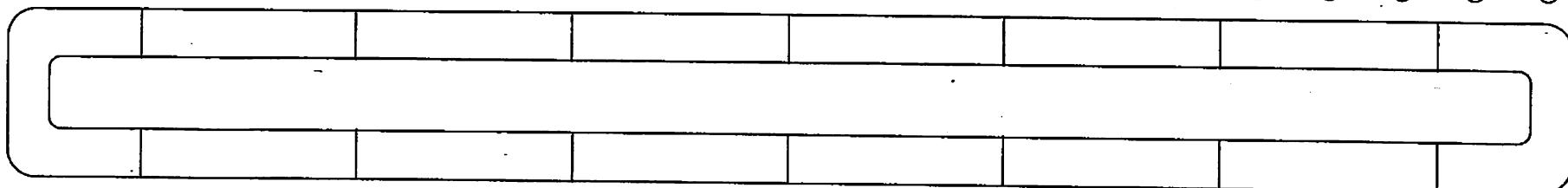
支 部	職 名	氏 名
札 幌	部長審判官	すずきよし雄 鈴木 喜雄
仙 台	部長審判官	ちばはるき 千葉 晴紀
関東信越	審判第一部長	ふじいしゅう一 藤井 修一
	審判第二部長	いわぶちさとる 岩渕 聰
東 京	審判第一部長	しみずかづお 清水 一夫
	審判第二部長	さかいあきよし 堺 章好
	審判第三部長	さくらいのぼる 桜井 昇
	審判第四部長	あさいかなめ 浅井 要
	横浜支所長	木上りつこ 木上 律子
金 沢	部長審判官	たにもととし 谷本 俊一
名 古 屋	部長審判官	すぎばやし 杉林 一幸
	総務担当審判官	いさまゆたか 伊佐間 豊
大 阪	審理部長	もりたおさむ 森田 修
	審判第一部長	さかきはらやすゆき 榎原 康之
	審判第二部長	つちえとし 土江 稔生
	京都支所長	もとやまてるお 元山 輝男
	神戸支所長	はらだかずのぶ 原田 一信
広 島	部長審判官	みやもとひで 宮本 英紀
高 松	部長審判官	こせき 小関 和夫
福 岡	部長審判官	ごこうとう 後藤 一徳
熊 本	部長審判官	やつしろたつ 八代 達哉
沖 繩	審 判 官	たかはしうじ 高橋 修司

全國國稅不服審判所部長審判官會議配席圖

保 存 期 間 : 5 年
(令和 6 事務 年度 末)
令和元年 10 月 11 日(金)
【13:10 ~ 18:00】
財 務 省 本 庁 舍 5 階
國 稅 庁 第 一 会 議 室

入口 ——

(沖縄) 高橋修司○
(福岡) 後藤一徳○
(広島) 宮本英紀○
(仙台) 千葉晴紀○
(関東信越) 岩渕聰○
(大坂) 原田一信○
(大阪) 元山輝男○
(大坂) 土江稔生○
(大坂) 榊原康之○
(大阪) 森田修○
(東京) 清水一夫○
(東京) 堀章好○
(東京) 浅井要○
(東京) 横井昇○
(東京) 木上律子○
(名古屋) 杉林一幸○
(名古屋) 伊佐間豊○
(札幌) 鈴木喜雄○
(金沢) 谷本俊一○
(高松) 小関和夫○
(熊本) 八代達哉○

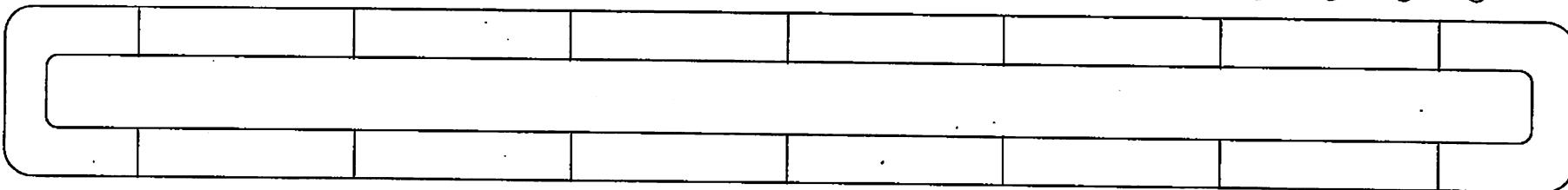


○ 井 上 副 審 判 官
○ 石 井 審 判 官
○ 黒 子 審 判 官
○ 望 月 審 判 官
○ 中 司 沢 会 室 者 長 楠 佐
○ 田 分 析 官
○ 管 理 室 長
○ 所 長
○ 次 長
○ 部 長
○ 伊 東 総括審判官
○ 田 原 審 判 官
○ 生 田 審 判 官
○ 森 審 判 官
○ 金 泽 審 判 官
○ 副 審 判 官
○ 谷 田

全国国税不服審判所部長審判官会議配席図

保存期間：5年
 (令和6事務年度末)
 令和元年10月11日(金)
 【13:10 ~ 18:00】
 財務省本庁舎5階
 国税庁第一会議室

井 上 副 審 判 官 ○	石 井 審 判 官 ○	黒 月 審 判 官 ○	望 濱 审 判 官 ○	中 (司 会 者) 沢 室 長 補 佐 ○	管 理 室 長 ○	作 分 析 官 ○	所 長 ○	次 長 ○	部 長 ○	伊 東 総 括 審 判 官 ○	田 原 審 判 官 ○	生 田 審 判 官 ○	森 田 審 判 官 ○	谷 田 審 判 官 ○	金 澤 審 判 官 ○	谷 田 審 判 官 ○	(高 沢) 審 判 官 ○	(金 沢) 審 判 官 ○
---------------	-------------	-------------	-------------	------------------------	-----------	-----------	-------	-------	-------	-----------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	---------------	---------------



○ (沖 福 縄) 后 橋 修 司	○ (広 岡) 藤 一 徳	○ (仙 台) 千 葉 英 紀	○ (関 東 信 越) 岩 浩 晴 紀	○ (大 阪) 藤 修 聰	○ (大 阪) 原 田 一 信	○ (大 阪) 元 山 輝 男	○ (阪) 土 江 稔 生	○ (阪) 森 康 之	○ (京) 清 水 一 夫	○ (京) 堀 好 章	○ (東 京) 森 修	○ (東 京) 清 水 一 夫	○ (東 京) 堀 好 章	○ (東 京) 森 修	○ (東 京) 木 上 律 子	○ (名 古 屋) 杉 林 一 幸	○ (名 古 屋) 伊 佐 間 豊	○ (札 幌) 鈴 木 喜 雄	○ (高 松) 小 関 和 夫	○ (熊 本) 八 代 達 哉
-------------------	---------------	-----------------	---------------------	---------------	-----------------	-----------------	---------------	-------------	---------------	-------------	-------------	-----------------	---------------	-------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	-----------------	-----------------

保存期間：5年

(令和6事務年度末)

全国国税不服審判所部長審判官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示	
	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）	
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全関係 4.公共の安全関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)		
審判所文書保存年限 5年		(注) チェックシートは原義に添付

資料	1
令和元年10月11日	国税不服審判所

管理室からの連絡事項

1 特定期付職員の採用等

特定任期付職員については、令和元年7月10日付で14名（弁護士4名、税理士6名、公認会計士4名）の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用し、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（令和元年7月10日現在）は49名となった。

令和2年7月採用に向けた特定任期付職員については、令和元年8月1日（木）に募集を開始しており、令和元年10月25日（金）を応募期限としている。

2 審査請求の状況等

平成30事務年度は、審査請求事案の処理に当たり、実績評価における「1年以内処理件数割合」の目標値を95%として迅速な処理に努めたところである。

令和元事務年度においても、引き続き、審査請求事案の的確な進行管理に取り組み、迅速な処理に努める。

令和元年7月10日
国税不服審判所

国税審判官（特定任期付職員）の採用について

国税不服審判所では、令和元年7月10日付で14名（弁護士4名、税理士6名、公認会計士4名）の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用しました。

なお、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数（令和元年7月10日現在）は49名です。

（参考）

【特定任期付職員の採用状況】

単位：人

採用年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年
応募者数	51	93	101	76	74	95	96	86	93	97
採用者数	13	15	16	17	14	13	17	15	16	14
新規採用後の在籍者数	18	31	44	50	50	50	49	50	50	49

※ 平成19年から民間専門家を採用。

※ 在職者数は各年度の7月10日現在の人数。

あなたの専門知識や経験を活かしてみませんか！

～国税審判官（特定任期付職員）の募集について～

国税不服審判所では、弁護士、税理士、公認会計士などの高度な専門的知識や経験等を有する方を国税審判官（特定任期付職員）として募集しています。

1 職務内容

国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理及び議決書の作成等

2 応募条件

- (1) 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授又は准教授等の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有すること
- (2) 職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有すると認められること

3 募集の概要

- (1) 採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下、「任期付職員法」）に基づき、常勤職員の国家公務員として採用
- (2) 採用人数 15名程度
- (3) 採用日 令和2年7月10日（金）（予定）
- (4) 任用期間 採用日から2年間又は3年間（更新の可能性があります。）
- (5) 勤務地 全国の国税不服審判所支部又は支所に配属（転勤の可能性があります。）
- (6) 給与 任期付職員法に基づき支給（年収840万円から1,010万円程度を予定）

4 応募期間等

(1) 応募期間

令和元年8月1日（木）から10月25日（金）まで（必着）

(2) 応募方法

国税不服審判所ホームページ(<http://www.kfs.go.jp>)から所定の履歴書をダウンロードし、所要の事項を記入の上、下記の宛先に書面にて提出してください。
なお、資格証明書類も添付してください。

(3) 選考方法

書類選考及び面接試験により選考します。

面接試験は、令和2年1月中に国税不服審判所において実施予定です。

国税不服審判所ホームページの「採用情報」ページに具体的な募集内容等を記載した募集要項、現職の国税審判官（特定任期付職員）からのメッセージなどを掲載しています。是非、ご覧ください。



《書類の提出先・お問い合わせ先》

国税不服審判所 管理室 総務係

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1（財務省本庁舎4階）

TEL 03-3581-4101（代表）

保存期間：5年

(令和6事務年度末)

全国国税不服審判所部長審判官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示	
不開示理由（情報公開法第5条の該当号数）		
1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全関係 4.公共の安全関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)		
審判所文書保存年限 5年	(注) チェックシートは原義に添付	

資料 2

令和元年10月11日

国税不服審判所

審判部からの連絡事項

○ 訂正裁決の未然防止

訂正裁決が発生した場合、これに対応するために多大な事務量が必要となるだけでなく、審判所に対する審査請求人等からの信頼が失われることになるから、訂正裁決の未然防止に向けて適切な措置を講ずる。

保存期間：5年

(令和6事務年度末)

全国国税不服審判所部長審判官会議資料

情報公開	開示・不開示・部分開示
	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数） 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全関係 4.公共の安全関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
審判所文書保存年限 5年	(注) チェックシートは原義に添付

資料	3
令和元年10月11日	国税不服審判所

審判所当面の諸課題

1 部長審判官又は支所長の今事務年度の課題及び取組方針

各部（支所）の所掌する事件の状況と職員の配置状況をどのように分析し、それを踏まえ、裁決の質的向上のために、各部及び支所においてどのように課題へ取り組んでいるか又は取り組もうとしているか。

2 新たな国税不服申立制度の施行による問題点や課題及び解決策

平成28年4月に新たな国税不服申立制度が施行されてから3年余りが経過したが、事務を運営する中で見えてきた課題及び解決策等について伺いたい。

(1) 制度改正により口頭意見陳述の場で請求人が原処分庁に対し質問できるようになったことに加え、審判所が収集した証拠資料を含めた閲覧謄写が認められしたことにより、事務量の増加が見込まれるが、的確かつ効率的な事務運営を行うために各支部において工夫している点を伺いたい。

(2) 制度改正により新たに設けられた「審理手続の申立てに関する意見聴取」や「同席主張説明」、「口頭意見陳述」といった制度を一層有効に活用し、裁決の質的向上につなげていくためには、どのような方策が考えられるか意見を伺いたい。

(3) その他、上記以外に各支部が直面している課題及びそれを解決するための方策等があれば伺いたい。

全国国税不服審判所部長審判官会議資料

保存期間：5年

(令和6事務年度末)

情報公開	開示・不開示・部分開示	
	不開示理由（情報公開法第5条の該当号数） 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全関係 4.公共の安全関係 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
審判所文書保存年限 5年	(注) チェックシートは原義に添付	

資料	4
令和元年10月11日	
国税不服審判所	

自由討議

○ 審判所におけるICTの利活用

税務行政を取り巻く環境が大きく変化し、調査・徴収業務が複雑・困難化している現状を踏まえ、国税庁は平成29年6月に「税務行政の将来像」～スマート化を目指して～を発表し、ICTの活用による納税者利便の向上と事務運営の最適化（スマート化）を通じ、納税者の信頼を確保することとしている。

審判所においても、適正・迅速な裁決を行うために、ICTを利活用することにより審査請求事務の効率化・高度化を推進する必要がある。

については、ICTを利活用して審査請求事務等を省力化する方策等について各支部の意見を伺いたい。